大津市学校給食非喫食者支援事業補助金　Q&A

Q1　この補助金の対象期間を教えてください。

A1　令和8年4月の学校給食提供開始日から令和9年3月の学校給食提供終了日までの1年間とします。
学校給食提供日に、実際に弁当等を持参し登校した日数を対象とします。

Q2　補助金の手続きを教えてください。

A2　申請書等の提出が必要です。
提出書類は、(1)学校給食対応確認書もしくは学校給食停止届 (2)交付申請書 (3)実績報告書 (4)交付請求書であり、(1)は小学校、(2)、(3)、(4)は学校給食課に提出いただきます。

Q3　私立や国立、インターナショナルスクール等に通う児童は対象になりますか。

A3　対象外となります。
本事業は、国による学校給食費の抜本的な負担軽減による交付金を原資とした、大津市立小学校に通う児童の学校給食費の自己負担ゼロに伴うものであり、大津市立小学校の児童のみを対象としています。

Q4　「ご飯だけ停止」「パンだけ停止」など、一部の給食を停止し、代わりに弁当等を持参している場合は対象になりますか。

A4　対象外となります。
停止している品目以外のメニューは、自己負担ゼロで給食を喫食していることになるため対象外となります。
食物アレルギー等のやむを得ない事由により、全ての給食を喫食することができない児童を対象とします。

Q5　献立内容で給食を食べる日と弁当等持参の日を分けている場合は対象になりますか。
また、宗教上の理由で、特定の期間のみ弁当等を持参する場合は対象となりますか。

A5　対象外となります。
恒常的に給食を喫食できない、やむを得ない事由があることを要件としているため、一時的な対応の場合は対象としません。

Q6　不登校により学校給食を喫食していない児童は対象になりますか。

A6　対象外となります。
学校給食法第3条では「学校給食とは、学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において児童又は生徒に対し実施される給食」と定義されています。
学校給食は、教育活動の一環として実施しており、当事業は、学校に登校し、やむを得ない事由により給食を食べられず、弁当等を持参していることを要件としていますので、不登校は対象外としています。

Q7　運動会や校外学習等で、全校や学年、クラス単位で給食提供がなかった日に弁当等を持参した場合は、算定しますか。

A7　算定しません。
補助金は、学校給食提供日に弁当等を持参した日を対象とするため、学校行事により学校給食提供日でない場合や学校の休校日は算定の対象としません。

Q8　風邪や通院などで学校給食提供日に学校を休んだ日は、算定しますか。

A8　算定しません。
当事業は、学校給食提供日に弁当等を持参した日数を対象とするため、登校せず欠席した日は算定の対象としません。

Q9　インフルエンザ等による学級閉鎖や自然災害により給食提供が無かった日は、算定しますか。

A9　算定しません。
休業日は給食の提供がないため、算定の対象としません。

Q10　学校への給食停止届の提出が必要とのことですが、既に全ての給食を停止している場合も提出が必要ですか。

A10　提出が必要です。
補助金の適正な交付のため、既に全ての給食を停止している場合でも、学校給食課への交付申請とあわせて、小学校へ給食停止届を提出いただきます。
給食停止届の提出は、保護者の方と小学校との間で、給食停止について共通認識を図るためでもあります。

Q11　民間のフリースクールに通い、「登校扱い」となっている場合は対象になりますか。

A11　対象外となります。
学校給食法第3条では「学校給食とは、学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において児童又は生徒に対し実施される給食」と定義されています。このため、実際に給食が実施される義務教育の学校に登校しているものの、食物アレルギー等のやむを得ない事由により全ての給食を食べることができない児童を対象としています。